

## ●サークルの加盟等に関する規則

(1987年1月30日両評議員会で、おのおのの過半数の賛成をもって可決成立)

(2012年12月に開かれた文化部代表評議員会、運動部代表評議員会、クラス代表評議員会の各会において、第二条同十三号、同十四号並びに同十五号の追加及び第二条第十号の削除を含む改正案が全会一致で可決承認)

(2019年12月に開かれた文化部代表評議員会、運動部代表評議員会、クラス代表評議員会の各会において、第二条第十六号、第三条第四号、第十一条第四号、同五号、第十二条第五号、同六号、第十三条第四号、第十五条第四号、並びに第十七条の追加、第十三条第三号、第十五条第三号の変更、及び第九条並びに第十六条の削除を含む改正案が全会一致で可決承認)

## ■第一章総則

(目的)

### 第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会規約第十条に定めるサークルの加盟及び整理の条件その他に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

### 第二条

この規則において用語の定義及び用法等は次の各号に定めるところによる。ただし、この規則外においてこの条に定める用語の定義および用法等を援用することを妨げない。

一 「部」と「サークル」とは同義とみなす。

二 削除

三 削除

四 「新入生」とは、その年度に初めて本会普通会員となった一年生をいう。

五 「両評議員会」とは、文化部代表評議員会および運動部代表評議員会の集会を指し、クラス代表評議員会および教官代表評議員会の集会を含まない。

六 「普通会員」とは、特に定めのある場合を除き、準会員を含む。

七 「所属の変更」とは、学友会規約第十条第一項の規定による、スポーツ活動を行うサークルは運動部総会に加盟し、それ以外のサークルは文化部総会に加盟するという原則に従い、サークルの加盟する総会を変更することをいう。

八 「該当総会」、「該当評議員会」とは、それぞれ加盟又は整理の対象となるサークルの加盟しようとする、又は加盟している総会、および当該総会から選出された評議員の構成する評議員会各会を指す。

九 「サークルの資格」とは、本会の総会に加盟しているか、加盟申請中であるか、そのいずれでもないかという区別を指す。

十 削除

十一 「文代」とは、文化部代表、「運代」とは運動部代表の略称である。

十二 「整理」とは、本会の総会に加盟しているサークルを除名し、又は加盟申請中サークルへ変更することをいう。

十三 「普通会員」とは、特に定めのある場合を除き、東京大学教養学部学友会規約における普通会員のうち、その年度分の普通会員の会費を払った者に限られる。ただし、原則として会費を払った日以前に遡って普通会員としての権利を行使することはできないものとする。

十四 第十三号の規定にかかわらず、経済的事情など、やむを得ない理由によって会費の減免又は分納を許可された者については、特に定めのある場合を除き、この規則においても「普通会員」とみなされる。

十五 「無断欠席」とは、第十三号に定める普通会員が、学生理事会が承認する、委任・通告のいずれも行わずに欠席することを指す。

十六 「学友会担当」とは、加盟サークルが当該サークルの構成員である本会普通会員に課す役職を指し、学生理事会に対して、学生理事会の指定する個人情報明らかにする義務を負う。

#### (サークルの条件)

##### 第三条

本会においてサークルは、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

一 本会全体の文化もしくはスポーツの発展に貢献するものであること、特に、組織を将来に維持していく意志のあること。

二 活動内容を公開すること。特に、会計状況に関して不正な収入および支出がないこと。

三 普通会員の、主体的な意志で成立する団体であること。

四 普通会員に対し、正当な理由なしに加入の拒否及び除名をしないこと。以下に正当な理由の一例を挙げる。

イ、サークル活動の遂行に一定の専門的技能を必要とする場合。

ロ、試合等の出場に関して性別及び年齢等の制限がある場合。

#### (加盟および加盟申請中)

##### 第四条

加盟サークルとは、サークルとして維持発展していく素地が整っている状態であり、加盟申請中サークルとは、維持発展ができるかどうか観察する状態である。

#### (学生理事会の義務)

##### 第五条

学生理事会は原則として、定例総会で、加盟サークルおよび加盟申請中サークルの正式名称の一覧を参加者に配布しなければならない。サークルの資格又は所属の変更が行われた場合には、学生理事会はその旨公示しなければならない。新規加盟申請を受理しない場合、新規加盟申請を取

消す場合、および加盟を取消す場合は、理由も示さなければならない。

(所属の変更)

第六条

社会環境の変化等によりサークルの活動趣旨がスポーツであるか否かが変わった場合、学生理事会が発議し、両評議員会で承認されれば、所属の変更を行うことができる。

(評議員会の議長)

第七条

両評議員会の議長は、互選でこれを選出する。ただし、当該評議員会において選出された理事のうち一名が議長を行う場合、議長の選出を省くことができる。

第八条 削除

第九条 削除

## ■第二章加盟サークル

(義務)

第十条

加盟サークルは次の各号に定める義務を負う。

一 削除

二 学生理事会に加盟更新書を提出すること。ただし、その書式及び提出時期は学生理事会が定めるものとする。

三 サークルの構成員の自由な討論により、活動計画・課題・目標等を定め、協力してその達成を目指すこと。その際、スポンサー契約などによって、サークルの外部の意志に拘束されてはならない。

(整理)

第十一条

①加盟サークルが次の各号に定める条件のいずれかを満たす場合、学生理事会は、該当評議員会に対し当該サークルを整理することを提案しなければならない。

一 削除

二 加盟更新書を二回以上連続して学生理事会の定める日までに提出しない場合、又は定例の該当総会を三回以上連続して無断欠席した場合。

三 加盟サークルを構成する本会普通会員が一名もしくは〇名となった場合、又は外部とのスポンサー契約等により、自主的な活動計画の設定ができなくなった場合。

四 加盟サークルの学友会担当の地位にある者が、複数の加盟サークルにわたって学友会担当を兼任する場合。

五 加盟サークルが第三条第三号及び第四号に定める条件に反し、理事会の調査をもって整理相

当と判断される場合。

②学生理事会は、定例該当総会を二回連続して無断欠席したサークルに対し、警告を行わなければならない。

### ■第三章加盟申請中サークル

(義務)

#### 第十二条

本会の総会に加盟しようとするサークルは次の各号に定める義務を負う。

- 一 第十条第一号に定める事項。
- 二 学生理事会に加盟更新書を提出すること。ただし、その書式及び提出時期は学生理事会が定めるものとする。
- 三 定例総会において、学生理事会の定める方法により過去半年間の活動報告を行うこと。
- 四 第十条第三号に定める事項。
- 五 第十条第四号に定める事項。
- 六 第十条第五号に定める事項。

(申請)

#### 第十三条

①加盟申請書を提出したサークルが次の各号に定める条件をすべて満たす場合、学生理事会は当該申請を受理し、当該サークルを加盟申請中とすることができる。

- 一 組織を存続させる意志があること。
  - 二 削除
  - 三 当該サークルが本会普通会員二名以上を含み、かつ自分自身の意志でその活動に参加していること。
  - 四 当該サークルが正当な理由なく普通会員に対する加入拒否及び除名を行っていないこと。
- ②前項の申請の受理の可否に関し、学生理事会は当該申請を行った団体の代表者を招請し、活動状況及び意見を聴取することができる。
- ③第一項の申請を受理する場合、学生理事会は当該サークルの希望及び活動趣旨により、当該サークルがいずれの総会に加盟すべきかを決定しなければならない。

(整理)

#### 第十四条

加盟申請中サークルが次の各号のいずれかに該当する場合、学生理事会は申請を取り消さなければならない。

- 一 削除
- 二 加盟更新書を学生理事会の定める日までに提出しない場合、又は該当総会での活動報告を

行わない場合。

三 第十一条第一項第三号に定める場合。

四 第十一条第一項第四号に定める場合。

(加盟)

#### 第十五条

加盟申請中サークルが次の各号に定める条件をすべて満たした場合、学生理事会は、該当総会で当該サークルが加盟の条件を満たしたとして紹介し、該当評議員会に対し当該サークルを加盟にするかどうか協議することを提案しなければならない。

一 削除

二 該当総会での口頭での活動報告を三回以上行うこと。

三 当該サークルの普通会員が、少なくとも新入生と、前年度以前入学者の二名おり、かつ自分自身の意志でその活動に参加していること。

四 当該サークルが正当な理由なく普通会員に対する加入拒否及び除名を行っていないこと。

#### 第十六条

削除

### ■第四章補則

(改廃)

#### 第十七条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

附則

この規則は原則として2020年6月1日より適用する。